

入 札 公 告

下記のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 11 月 5 日

分任支出負担行為担当官

関東財務局横浜財務事務所長 星 肇

記

1. 電子調達システムの利用

本調達は府省共通の「電子調達システム (<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>)」を利用した応札及び入札開札手続により実施するものとする。

ただし、「紙」による入札書等の提出も可とする。

2. 工事概要等

(1) 件 名	横浜第 2 合同庁舎 防火シャッター改修工事
(2) 特 質 等	仕様書記載のとおり
(3) 工 期	契約締結日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日
(4) 競争参加申込書の受領期限	令和 7 年 11 月 20 日 (木) 12 時
(5) 入 札 書 の 受 領 期 間	令和 7 年 11 月 21 日 (金) 9 時から 13 時 30 分まで
(6) 開 札 の 日 時 及 び 場 所	令和 7 年 11 月 21 日 (金) 14 時 30 分から 神奈川県横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎 12 階第 3 会議室

※ (4) から (6) については、電子調達システムにおいて障害が発生した場合には、別途通知する日時に変更する場合がある。

3. 競争に参加する者に必要な資格

次の各号の要件をすべて満たしている者であること。

(1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和 7・8 年度の財務省関東地区競争参加資格審査において、業種区分が「建具工事」で、「B」又は「C」等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であって、責任をもって工事を完成することができる者、又は、当該競争参加資格を有していないものの、入札書の提出期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録された者であって、責任をもって工事を完成することができる者であること。

(4) 関東財務局管内の所属担当官と締結した契約に関し、契約に違反し、または同担当官が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律

第 172 号) に基づく更生手続開始の申立を含む。) をしていない者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続開始の申立をしていない者であること。

なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立をした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立をした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において当局の競争参加資格の再認定を受けている者 (再認定後の競争参加資格による。) であること。

- (6) 各省各庁から指名停止等を受けていない者 (分任支出負担行為担当官が特に認める者を含む。) であること。
- (7) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (8) 本件入札の入札説明書の交付を受け、現場調査を行った者であること。

4. 契約条項を示す場所及び入札説明書を交付する場所等

(1) システム

下記 (3) の交付期限までにシステムを利用して取得すること。

(2) 電子メール

電子メールによる入札説明書の交付を希望する場合は、下記のメールアドレスにその旨連絡すること。

【メールアドレス】 gocho.yokohama1@kt.lfb-mof.go.jp

(3) 交付する期間

令和 7 年 11 月 5 日 (水) ~ 令和 7 年 11 月 20 日 (木)

平日 9 時 ~ 12 時 及び 13 時 ~ 17 時

(ただし、最終日は 12 時までとする。)

(4) 問い合わせ先

神奈川県横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎

関東財務局横浜財務事務所総務課合同庁舎管理室 (1 階)

電話 045-211-1295 (ダイヤルイン)

5. 入札価格

本件仕様書に定める業務一式の総額で入札し、予定価格の範囲内で、なおかつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、100 分の 10 に相当する額 (当該金額に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた金額とする。) を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

6. 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、次に掲げる場合に該当すると認められる場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、次に有利な入札をした者を落札者とすることがある。

① 契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合。

イ. 入札案件は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準を設定している。

ロ. 上記基準を下回った入札があった場合には、入札を「保留」して終了し、調査のうえ、その結果を後日通知する。

ハ. イの基準を下回った入札者は、事後の事情聴取等に協力すること。

② 公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる場合。

7. 入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

また、工事費内訳書の提出がない場合及び内容に不備があった者の入札は無効とする。

8. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除。

(2) 契約保証金 納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

9. 契約書の作成

本契約締結に当たり契約書を作成するものとし、契約手続きにかかる書類の接受を電子調達システムで行うものとする。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙契約方式届出書を提出し紙契約方式に変えることができる。

10. その他（本件公告に関する問い合わせ先）

関東財務局横浜財務事務所総務課合同庁舎管理室（1階）

電話 045-211-1295（ダイヤルイン）